

公的年金の毎月支給を求める意見書

年金の隔月支給が低額の年金受給者の生活を不便にしています。住民税・固定資産税などの納付時期は年金支払いと必ずしも合致せず、それらを支払った後、また、冠婚葬祭などの臨時の支出ができれば、次の年金支給日までは、生活費の支出を極力抑えたり、借金でしのいだり、医療機関にかかることさえも我慢して暮らさざるをえません。

マクロ経済スライドにより、今後も年金支給額は引下げられると思われ、高齢者の生活困難性は一層増すものと考えられます。そこで、せめてもの対策として、30年以上経過した現在の隔月支給を、欧米と同じ毎月支給に改善してほしいという声が高まり、厚生労働省に対し強く要望してきた団体もあります。

厚生労働省は、当初毎月支給にすることにより、政府が金融機関に支払う手数料が1回につき数十億円に達するので応じられない旨の回答をしてきましたが、市民の生活水準の確保と安定、高齢者の健康管理等のためには、年金支給時期を毎月にしていただきたいと考え、次の事項について要望します。

記

- 1 公的年金の支給について、現行の隔月支給を毎月支給に改め、年金受給者の生活安定に資するよう改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月11日

福岡県直方市議会議長 中西 省三

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	菅義偉	様
財務大臣	麻生太郎	様
厚生労働大臣	田村憲久	様